

佐世保中央ロータリークラブ週報

R.I. THEME

ロータリーは分かちあいの心

CLUB SLOGAN

「忘己利他」

〔熟慮断行・切磋琢磨・孟母断機〕



会長 牛島義亮・幹事 四元清安

創立 1990.9.29 認証 1990.10.22



ROTARY SHARES

第832回例会 平成20年 5 月 8 日（木）

佐世保中央ロータリークラブ事務局
TEL25-5595 FAX25-3445

本日一会員数	40 名	・出席	35 名	・欠席	5 名（免除 0 名）	・ビジター	1 名	・出席率	87.5%
前々回一会員数	40 名	・出席	34 名	・メイクアップ	5 名	・出席規定除外	0 名	・修正出席率	97.5%

〈会長挨拶〉 牛島義亮会長



今日は、皆様ゴールデンウィークは如何お過ごしされたでしょうか、子供さんやお孫さんのお世話でお疲れになっていらっしゃるのではないのでしょうか、私は休みは稼ぎ時なので仕事にはまっていました。只、今回は島原ウォークラリーも今回は関係者に参加者がいなかったのでしょうか、全然噂も聞こえてきませんでした。

さて今日の新聞の記事によるとゴールデンウィーク中、最も人出が多かった主要施設は西海パールシーリゾートが1位、ハウステンボス2位、グラバー園が3位と昨年と同じだったそうです。それなりに賑わったみたいですね。それでは観光県長崎の年間の宿泊旅行者数は如何なものでしょう。全国では23位、九州ではなんと福岡、熊本、大分、鹿児島について5位です。『長崎』は、地方有数のブランドの一つと自負していますが、イメージ先行、実態は今一步といえるでしょう。只、明るい材料は外国人宿泊客が福岡について2位、全国では堂々上位の9位。外

国人の占める割合が1割と九州では最も高く、韓国人が6割と大のお客様。『国際観光県』の感は遜色ないんですが、本県と海外を結ぶ交通アクセスは意外と少なく、空の長崎―中国上海と、対馬―釜山、空の長崎―ソウルが夏季運休の手段だけです。そこで俄然注目を浴びるのが、佐世保と釜山を結ぶ貨客フェリーで結ぶ定期航路の開設計画。この計画はぜひとも実現させないといけない計画でしょう。観光長崎県のためにも、そして何より佐世保の経済活性化のためにも、この話題、先日の釜山蓮山ロータリークラブ公式訪問のときにも議題としてあげておきました。佐世保市長を輩出した佐世保中央ロータリークラブ、スポンサークラブに市長が在籍する蓮山ロータリークラブ、両クラブの縁でその計画になんとかお手伝いできないかなと思ったゴールデンウィークでした。さあー 休みボケから目覚めて今週から又頑張りましょう。

〈本日のビジター紹介〉

佐世保南RC 田中丸善衛様

〈幹事報告〉

1. 例会変更

ありません

2. 来 信

ガバナーエレクト事務所

「ロータリー財団地区補助金プログラム申請書」



の提出について
提出期限 6月13日(金)
ハウステンボス佐世保RC
第36回佐世保市内8RC親睦ゴルフ大会組み合
わせ表のご案内
長崎県立佐世保養護学校
平成20年運動会のご案内
5月18日(日) 9:30~14:30

3. 伝達・通知

退会者 山口清己君
5月24日(土) 新入会員歓迎会

〈ニコニコBOX〉

☆牛島義亮会長・日高操一郎副会長・四元清安幹事
皆さん今晚は
ラストが近づくと会長挨拶が短くなって来まし
たが、ニコニコのネタもなくなって来ました。……
夜の例会は本日を含めあと3回です。宜しくお願
い致します。

☆福田英彦君

ハローエブリーボディー
一昨日6日間のカリフォルニア旅行から帰ってき
ました。おそろおそろでしたが、左ハンドルの車
でフリーウェイをとばしてきました。
中村 貴君の入会を大歓迎します。

☆指山F10周年記念ゴルフコンペ参加者有志一同

自身のスウィングを再確認することが出来ました。
いろいろと感想はありますが、指山ファクトリー
のこれからを祈念しつつニコニコします。

☆山口清己君

4月30日をもって退会させていただくことに成り
ました。長い間大変お世話になりありがとうございました。
しました。

本日の合計	28,000円
本年度累計	757,950円

〈本日の卓話〉

裁判員制度について

国民から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する裁
判員制度は、平成21年5月までに実施されます。私
たちは、裁判員制度が実施されたときには、広い範
囲の国民の皆様が刑事裁判に参加していただきたい
と願っています。

ところで、裁判員の仕事は、法廷で行われる裁判
に立ち会い、裁判官とともに、被告人が有罪の場合
には刑の重さを決めることです。全く経験のない仕
事をしていただくわけですから、裁判をするという
のはどんなことか、たくさんの書類を読まなければ
ならないのではないか、裁判員に正しい裁判ができ
るのか、といった不安や疑問をお持ちになるのは当
然です。

また、裁判員になると、仕事や家庭の用事から離
れて裁判に参加していただくわけですから、裁判は
長くかかるのではないかと、仕事や家庭の都合はどの
程度考慮されるのか、といった不安や疑問もあるで
しょう。

さらに、なぜ国民が裁判に参加する制度ができた
のかといった、制度そのものに関する疑問をお持ち
の方も少なくないでしょう。

このような不安や疑問が、ひいては、裁判員とし
て裁判に参加することに対する負担感を大きくして
いる場合もあるのではないのでしょうか。

そこで、私たちは、このような国民の皆様がお持
ちの不安や疑問のひとつひとつにお答えすることが
何よりも重要だと考え、この冊子を作りました。

現在も、裁判員制度の実施に向けた準備を進めて
いるところですが、これまでに、裁判員法の運用等
を定める最高裁判所規則(「裁判員の参加する刑事
裁判に関する規則」)や、裁判員法で定められた裁
判員となることの辞退事由以外の辞退事由を具体的
に定めるための政令(「裁判員の参加する刑事裁判
に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない
事由を定める政令」)などが制定されました。また、
裁判員が選ばれるまでの手続(選任手続)の検討も
相当具体化しています。この冊子では、以上の点も
踏まえて、裁判員制度の内容のほか、法廷で行われ
る裁判、裁判員と裁判官の評議、国民が裁判員に選
ばれるまでの手続などについて、できる限り具体的
なイメージを持っていただくための情報をお伝えす
ることをめざしています。

もちろん、最初から最後まで読み通していただく
必要はありません。関心のある部分だけを読んでも
必要な情報が得られるように、構成や内容に工夫を
しています。

なお、末尾には、裁判員制度に関する資料(各種
統計データ、法律、制令及び最高裁判所規則)を掲
載しています。

〈次回・次々回例会〉

5月15日(木) 12:30~
5月24日(土) 18:30~